

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は，原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は，原告組合に対し，1100万円及びこれに対する平成27年6月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は，原告Aに対し，110万円及びこれに対する平成27年6月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は，①原告組合が，被告の公務員である大阪府警察の警察官が，大阪地方裁判所裁判官に原告組合の事務所を捜索すべき場所とする捜索差押許可状を請求したこと並びに捜索差押えの執行の際に原告組合の組合員（以下「原告組合員」という。）の写真撮影及び原告組合に対する名誉・信用毀損発言をしたことが違法な公権力の行使に当たり，これらによって精神的損害を受けたと主張して，被告に対し，国家賠償法1条1項に基づき，慰謝料1000万円及び弁護士費用100万円の合計額1100万円並びにこれらに対する不法行為の日である平成27年6月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め，②原告Aが，大阪府警察の警察官が請願を受理しなかったことは違法な公権力の行使に当たり，これにより精神的損害を受けたと主張して，被告に対し，国家賠償法1条1項に基づき，慰謝料100万円及び弁護士費用10万円の合計額110万円並びにこれらに対する不法行為の日である平成27年6月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

以下の事実は，当事者間に争いがなく，後掲各証拠及び弁論の全趣旨によ

って容易に認めることができる。

(1) 当事者

ア 原告組合は、労働組合たる法人（労働組合法11条1項）であり、大阪市（住所省略）所在のC会館に組合事務所を設置している。

イ 原告Aは、原告組合員であり、原告組合の上部組織であるIにおいて執行役員を務める者である。

ウ 被告は、大阪府警察が設置されている地方公共団体である。

(2) 原告組合事務所に対する搜索差押えに至る経緯

ア 市民団体であるBは、平成26年9月28日、京都府京丹後市において9・28全国集会を開催した。

Bは、同日、近畿地方各地から9・28全国集会に参加する者（以下「集会参加者」という。）のために、JR京都駅、JR大阪駅、JR神戸駅の各駅の近辺から発着する大型バス（以下「本件バス」という。）数台を準備して上記各駅と京丹後市との間を往復運送し、本件バスに乗車した集会参加者から1名当たり3500円ずつ受領した。

（甲10，乙1）

イ 大阪府警察の警察官は、平成27年6月2日、大阪地方裁判所裁判官に、「被疑者ら6名は共謀の上、国土交通大臣の委任を受けた地方運輸局長の許可を受けないで、A所有の自家用普通（大型）自動車（J）を使用して、平成26年9月28日午前8時39分頃、大阪市北区梅田3丁目2番4号西梅田スクエア東側路上において、Bら40人の需要に応じ、往復運送料金一人3,500円の有償運送契約の下に乗車させ、同所から京都府京丹後市丹後町付近を經由して大阪市北区梅田3丁目1番1号エキマルシェ大阪西側路上まで運送し、もって一般旅客自動車運送事業を営じたものである」との被疑事実（以下「本件被疑事実」という。）により、被疑者3名の逮捕状及び原告組合の事務所ほか十数か所に対する搜索差押許可状

を請求し、請求どおりの逮捕状及び搜索差押許可状（以下、原告組合の事務所を搜索すべき場所とする搜索差押許可状を「本件搜索差押許可状」という。）が発布された。

大阪府警察の警察官らは、平成27年6月4日、上記逮捕状に基づき被疑者3名を逮捕し、同月5日午前8時55分頃から午後0時25分頃までの約3時間30分、本件搜索差押許可状に基づき、捜査員約30名の体制で、原告組合事務所に対する搜索差押え（以下「本件搜索差押え」という。）を行った。

D警視（当時の役職。以下「D警視」といい、証拠の挙示においては「D」という。）は、本件搜索差押えに当たり、原告組合員に対し、「なんでか言うたらな、証拠隠滅されたらあかんねんや。」と述べ、原告組合員らが抗議したところ、「今までやっとなねん。やっとなねん。やっとなねん。」と述べた（以下、D警視の上記各発言を併せて「D発言」という。）。

大阪府警察の警察官らは、本件搜索差押えに当たり写真を87枚撮影し、その一部には、原告組合員の容ぼうが写り込んでいた。

（甲1、4の1ないし4、乙4ないし9、証人D、原告A）

(3) 原告Aによる請願書提出の状況

本件搜索差押えの約2週間後である平成27年6月20日午前10時5分頃、原告組合員を含む総勢約85名が、大阪府西警察署（以下「西警察署」という。）前の歩道上に集まり、市民団体が主催する活動として、ハンドマイク付きスピーカーを通して「道路運送法での不当逮捕、強制捜査に強く抗議する。今回の弾圧が不当であることを認め謝罪し、二度と繰り返さないことを約束しろ。」等と述べる抗議活動（以下「本件抗議活動」という。）を行った。

原告Aは、本件抗議活動中、約10名の男性（一部はビデオカメラを所持していた。）とともに、「請願書」と題する書面を持って、西警察署の玄関から中に入ろうとし、同玄関前にいた同署の警備責任者であるH警部（当時の役職。

以下「H警部」といい、証拠の挙示においては「H」という。)とのやり取りの後、抗議行動を行っていた者に対して「入る前に請願をチェックすると言ってます。それやったらできないということで断りました。請願を受け取らないということで終わらせましたので、皆さんよろしくお願いします。」等とスピーカーを用いて述べ、西警察署から立ち去った。

2 争点

本件の争点は、①本件搜索差押許可状の請求に係る違法性の有無、②本件搜索差押許可状の執行に係る違法性の有無、③請願の受理に係る違法性の有無、④原告らの損害である。

(1) 争点① 本件搜索差押許可状の請求に係る違法性の有無

(原告組合の主張)

被疑者以外の第三者の身体、物又は住居その他の場所に対する搜索を行うに当たっては、①具体的な犯罪の嫌疑があること、②当該被疑事実に関する事実の証拠となり得る物が搜索すべき場所に存在する蓋然性があること、③その物を強制処分である搜索差押えにより押収する必要があることが要件となり、この要件を1つでも欠く場合、搜索差押許可状の請求は違法である。

以下のとおり、本件搜索差押許可状の請求は、その要件を全て欠く違法な行為であるところ、大阪府警察の警察官は、これらの要件がないことを知りながら、又は容易に知り得たにもかかわらず、本件搜索差押許可状を請求したものであり、違法である。

ア 具体的な犯罪の嫌疑の不存在

本件搜索差押許可状に係る道路運送法違反被疑事件(以下「本件被疑事件」という。)は、道路運送法96条1号、4条1項違反で立件されたものであるところ、同条項違反となるのは、他人の需要に応じて、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業を、国土交通大臣の許可を受けないで経営した場合である。

本件バスによる運送は、9・28全国集会に参加する特定の市民らが大阪市と京丹後市の間を移動するための自家需要によるものであったから、他人の需要に応じるためのものではない。

本件バスに乗車した集会参加者らが負担した3500円は、バス運行の対価ではないし、現地までの高速道路利用料金や燃料費、集会のための会場費などの経費をまかなうためのカンパにすぎないから、有償ではない。

道路運送法96条1項、4条1項違反となるのは、常時他人の需要に応じて反復して継続し、又は反復継続する意図をもって運送する場合であるところ、本件バスによる運送は、反復継続的に行う意図をもってなされたものではない。

また、本件バスによる運送は、単に集会参加者が現地と往復することを目的としたものであり、他の一般旅客自動車運送事業者の適正な競争を阻害するものではないし、道路運送事業の運営の適正や合理性を損なうものでもない。さらに、本件バスによる運送を行った運転手は、送迎中及び送迎の前後で十分な休息を取っており、輸送の安全も十分に確保されていた。したがって、仮に本件バスによる運送が道路運送法96条1号、4条1項の規定する構成要件に該当する余地があったとしても、実質的違法性を欠く。

以上によれば、本件被疑事実に関する犯罪の嫌疑は存在しなかったから、本件捜索差押許可状の請求は違法である。

イ 証拠物の存在の蓋然性の不存在

原告組合は、本件被疑事件の被疑者ではなく、被疑者の中には原告組合員はいない上、本件バスによる運送がなされた平成26年9月28日には、Iの定期大会が開催されていたこともあり、原告組合員は誰も9・28全国集会に参加していないし、本件バスの運行の準備などに関与した者もない。原告A宛に9・28全国集会に関するビラ（以下「本件ビラ」という。）が送付されたことはあるが、そのことは、原告AがIの加入する「K」という市

民団体の事務局員として、Bの活動に関与していたからにすぎない。

以上によれば、原告組合は、本件被疑事実に関与していなかったから、原告組合の事務所に本件被疑事実に関する証拠物が存在していた蓋然性はなかったのであり、本件捜索差押許可状の請求は違法である。

ウ 強制処分の必要性の不存在

本件被疑事実に関係するBの活動を担っているのは、平和を望む市民らであり、本件被疑事件は、関係者による任意捜査への協力が期待できないとか、証拠物の処分や隠ぺい等が行われる可能性が高いといった性質のものではなかったから、大阪府警察において、原告組合に対して任意に証拠物の提出を求めることも可能であった。

以上によれば、強制処分の必要性がなかったといえるから、本件捜索差押許可状の請求は違法である。

(被告の主張)

ア 具体的な犯罪の嫌疑が存在したこと

Bによる本件バスを用いた運送は、本件ビラを不特定多数の人物に配布するなどして、1人当たり3500円の運賃を表示して、自己に従属する者とはいえない単なる集会参加者を旅客として募集していることや、Bが過去にも運賃を表示しての同様の行為を行っていることから、道路運送法2条3項に規定する旅客自動車運送事業としての運送に該当することは明らかであり、Bは当該運送について国土交通大臣の許可を受けていなかったのだから、本件被疑事実に関する具体的な犯罪の嫌疑が存在した。

イ 証拠物の存在の蓋然性が存在したこと

本件捜索差押えに先立つ捜査により、平成25年12月15日及び平成26年4月20日にBが主催した集会に際し、送迎用のバスとして原告組合が所有する自家用マイクロバスが使用されていたこと、本件ビラが原告組合の上部組織であるIの原告A宛に出荷されていることが判明した。加えて、I

と原告組合とは、上下関係を有する団体であり、同一建物であるC会館内に事務所があつて、密接な関係にある。

このように、原告組合が本件被疑事件に関与していたことは明らかであり、原告組合の事務所に証拠物が存在する蓋然性が存在していた。

ウ 強制処分の必要性が存在したこと

本件被疑事件に関する捜査の結果、原告組合が組織的に本件被疑事件に関与している可能性が高いことが判明したのであるから、関係者による任意捜査への協力が期待できないのみならず、被疑者や捜索すべき関係先が多数に及ぶ等、捜査が察知されれば証拠品の処分や隠ぺい等が行われる可能性が高く、本件捜索差押許可状の請求時点において、強制処分の必要性が存在した。

(2) 争点② 本件捜索差押許可状の執行に係る違法性の有無

(原告らの主張)

ア 承諾なき写真撮影によるプライバシー侵害

大阪府警察の警察官は、撮影を拒む態度を示していた原告組合員や原告組合のプライバシーに配慮せず、故意に、本件捜索差押えに着手する以前から、カメラをC会館の前にいる原告組合員らに向けて撮影を行い、捜索の最中にも、同会館内にいた原告Aを含む原告組合員に向けて撮影を行い、それによって、原告A及び原告組合のプライバシーを侵害した。上記撮影による写真の中には、捜索差押手続の適法性を担保することが目的であれば不必要の、殊更に原告組合員を被写体として撮影されたものも存在している。大阪府警察の警察官による写真撮影は、本件捜索差押えの執行の状況や押収物の形状、状態等を明らかにするという限度を超えたものであり、プライバシーを侵害しないよう配慮する義務の履行を怠ったものであるから、違法なである。

イ 名誉・信用毀損

原告組合員は、D警視から捜索差押許可状の呈示を受けた後、立会人の準備のために5分ほど待つてほしいと申し出たところ、D警視は、「悪いけど

5分やで。」「なんでか言うたらな、証拠隠滅されたらあかんねんや。」と答え、原告組合員らが「そなんするか。」と抗議したところ、D警視は「今までやっとなねん。やっとなねん。やっとなねん。」と述べて（D発言）、故意に、原告組合が過去に証拠隠滅を行ったとの事実を公然と摘示して、原告組合の名誉・信用を毀損するという違法な公権力の行使をした。

（被告の主張）

ア 写真撮影によるプライバシー侵害の主張について

大阪府警察の警察官らは、D警視が原告組合員であるGに対して搜索差押許可状の呈示をしたときに写真撮影を開始したのであり、それ以前に原告組合員らを撮影した事実はない。

搜索差押えの際の写真撮影は、搜索差押許可状の執行状況や押収物の形状・状態を明らかにするという限度において、搜索差押えの付随処分として許されるものであるところ、本件で撮影された写真は、搜索差押許可状の呈示状況、C会館の各階の搜索開始を告げている状況、原告組合員が搜索に立ち会っている状況のほか、押収物の確認や目録の交付状況等、いずれも搜索差押手続の適法性を担保するために撮影されたものであるし、その中の一部に原告組合員の容ぼうが写っていても、上記限度を超えているとは言えない。また、撮影に当たった大阪府警察の警察官がカメラを隠匿して秘密裡に原告組合員の容ぼうを撮影した事実や、原告組合員らが写真への写り込みを拒んだという事実はなく、大阪府警察の警察官が原告組合員のプライバシーに配慮せずに写真撮影を行ったという事実はない。

以上によれば、本件搜索差押えの際の写真撮影に違法はない。

イ 名誉・信用毀損の主張について

本件搜索差押えにおいては、D警視がGに搜索差押許可状を呈示して以降、Gから様々な申出がされ、上記呈示から約12分が経過しても、実際の搜索に着手できていない状況下にあったところ、D警視は、立会人を決めるため

に5分だけ待ってもらいたいと申し出たGに対し、5分間だけであることを了承した上、5分間に制限する理由として、「罪証隠滅されたらあかんねや。」と一般論としての罪証隠滅の危険を告げたところ、原告組合員らから、「そんなんするか、コラッ、お前。」などの挑発的な発言があったことに対して、一般的に罪証隠滅を行うケースがあるということを重ねて説明するために、「今までやっとなねん。やっとなねん。やっとなねん。」と、売り言葉に対する買い言葉として発言したものであって、原告組合の名誉や信用を毀損する趣旨で発言したものではない。また、D発言は、自身の経験等として、過去の公安事件捜査における搜索差押えの際に搜索対象となった他の団体等において罪証隠滅がなされたことがあった、ということを一一般論として告げたもので、原告組合が罪証隠滅を行っているという事実を摘示したのではない。

D発言は、原告組合の事務所のあるC会館の玄関出入口前において、多数の原告組合員や大阪府警察の警察官が密集し、不特定多数の者が見聞きできない状況下で、原告組合員という特定の者を対象として行われたもので、公然と行われたものではないから、原告組合の社会的評価を低下させていない。

(3) 争点③ 請願の受理に係る違法性の有無

(原告Aの主張)

官公署は、請願があれば、これを受理しなければならないところ、平成27年6月20日、原告Aから請願の受理を求められたH警部は、故意又は過失により受理を拒否し、原告Aの憲法16条で保障された請願権を著しく侵害した。H警部は、原告Aが、請願を平穩に行うための工夫として、代表者3名のみで西警察署内に入り請願書の説明をすることを提案し、その時点で請願を受理するのに妨げとなるような事情はなかったのに、会議室や応接室等の空き状況等の確認をせず、請願の内容が事件捜査に関するものであるとの理由で受理を拒否したものであり、そもそも原告Aによる請願を受理する意思を有していなか

った。

したがって、H警部が原告Aの請願を受理しなかったことは違法である。

(被告の主張)

H警部は、警察では、いわれのない抗議文を受理しないというのが一般的措置であったことや、平穏でない請願は受け付けないという方針であったことから、当初は原告Aが持参した「請願書」と題する書面の受領を拒否していたものであるが、原告Aから、代表者のみが西警察署内に入ることや、他の警察では受理されたとの情報提供を受けたことから、一時的に署内に戻り、受理の体制の確認等を10分程度行い、再び署外に戻った後、原告Aに対し、請願の形式的要件を具備しているか否かの確認を求めたところ、原告Aにおいて一方的に、「請願書」を提出しないとして引き揚げた。このように、H警部が原告Aによる請願を不受理にした事実はないし、原告Aは、西警察署に対する抗議活動中という騒然とした状況に乘じ、請願と称して書面を受理するよう申し出たのであり、憲法16条にいう平穏な請願とはいえないから、H警部による上記対応は違法ではない。

(4) 争点④ 原告らの損害

(原告らの主張)

ア 原告組合の損害

原告組合は、本件搜索差押えにより、多数の原告組合員が長時間にわたって対応せざるを得ず、通常の業務を行うことができなかったこと、原告組合員を対象とする承諾なき写真撮影により、組織のプライバシーが著しく侵害されたこと、D発言によって、名誉・信用が著しく毀損されたことによって、1000万円の無形的損害及び100万円の弁護士費用の損害を被った。

イ 原告Aの損害

原告Aは、承諾なき写真撮影により、個人のプライバシーが著しく侵害されたこと、H警部による請願の不受理により、請願権を著しく侵害されたことに

よって、100万円の精神的損害及び10万円の弁護士費用の損害を被った。

(被告の主張)

いずれも争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に証人D及び同Hの各証言、原告A本人尋問の結果、後掲各証拠並びに弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実を認めることができる。

(1) 本件捜索差押許可状の請求に至る捜査経過

ア 捜査の端緒

西警察署の警察官は、平成26年9月6日、大阪市西区内の公園において開催された「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を訴える集会及びデモの警備に際して、Bのメンバーである男性が、聴衆に向かって、9・28全国集会への参加の呼び掛け等を行っており、同男性の周囲において、別の男性が、「京都にも沖縄にも東アジアのどこにも米軍基地はいらない!」「Xバンダーラー搬入反対!」「9・28全国集会 in 京丹後」との表題の本件ビラを配布している状況を現認した。本件ビラには、9・28全国集会の目的が、京丹後市におけるレーダーの搬入阻止及び米軍基地の建設計画撤回などにあること、集会参加費は無料であるが、会場でのカンパを要請すること、「京都・大阪・神戸からバスを出します(往復3500円。詳しくは事務局まで)」という表現により、Bが集会参加者のために交通手段としてバスを準備し、往復利用した場合には3500円を徴収することなどの案内がされ、Bの連絡先である住所、電話番号、メールアドレス、URLが付記されていた。

大阪府警察本部警備部公安第三課及び西警察署(以下、これらを併せて「公安第三課等」という。)は、インターネット上の検索により、Bのほか、複数の団体や個人が開設するホームページ等に、9・28全国集会へ

のバスツアーに関する募集案内，集合時間・場所，乗車申込先の案内及びバス乗車費が往復3500円である旨等の記載があるのを確認した。

(乙1, 2, 16, 証人D)

イ 本件被疑事実の認知

(7) 公安第三課等は，Bの活動状況等を捜査した結果，平成25年12月15日に開催された米軍基地建設反対に関する集会に際して，京都発バスとして京阪バス2台が運行されたのみならず，大阪発バスとして原告組合が所有・使用する自家用マイクロバス2台(自動車登録番号「E」及び「F」)が開催地への往復の交通手段として運行されていたこと，平成26年4月20日に開催された同様の集会に際して，京阪バスやレンタカーのバス以外に，大阪発バスとして原告組合が所有・使用する上記自家用マイクロバス2台及び自家用大型バス1台が運行されていたこと，各運行において，いずれも乗車料金3000円で乗客が募集されたことが判明した。これらの捜査結果から，公安第三課等は，Bが，道路運送法78条により禁止されている，自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)を使用しての有償での旅客運送を行っているとの容疑を認めた。なお，上記マイクロバス2台については，自動車の保管場所位置として原告組合の住所地が申請されている。

関連する道路運送法の定めは下記のとおりである。

記

第1条(目的)

この法律は，貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)と相まって，道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし，並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより，輸送の安全を確保し，道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに，道路運送

の総合的な発達を図り，もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

第2条（定義）

- 1項 この法律で「道路運送事業」とは，旅客自動車運送事業，貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。
- 2項 この法律で「自動車運送事業」とは，旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。
- 3項 この法律で「旅客自動車運送事業」とは，他人の需要に応じ，有償で，自動車を使用して旅客を運送する事業であつて，次条に掲げるものをいう。

（4項から8項は省略。）

第3条（種類）

旅客自動車運送事業の種類は，次に掲げるものとする。

- 1号 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 2号 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ，一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

第4条（一般旅客自動車運送事業の許可）

- 1項 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は，国土交通大臣

の許可を受けなければならない。

- 2項 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別(前条第1号イからハマまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。)について行う。

第78条(有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 1号 災害のため緊急を要するとき。
- 2号 市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- 3号 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

第79条(登録)

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

- (イ) 平成26年9月28日、公安第三課等は、上記容疑に基づく捜査として、本件ビラやインターネットを通じた検索等の結果による集会参加者の集合場所である大阪市北区梅田3丁目の旧大阪中央郵便局付近(当時の西梅田スクエアという名称のイベント広場付近)の路上において、Lの委員長であるMが所有する自家用大型バス(自動車登録番号「J」)が駐車している状況、その周囲で数名の男性が乗車する者の確認や現金を受け取っている状況及び同日午前8時39分頃に旅客を乗せて同所から出発する状況を現

認した。その後も上記大型バスの運行状況の確認を継続した結果、9・28全国集会の開催場所である京都府京丹後市（住所省略）までの往路188.6km及び復路の出発地である京都府京丹後市（住所省略）から帰着地であるJR大阪駅までの復路191.6kmの合計380.2kmを、合計7時間33分にわたって、1名の運転手が運転したことを現認するに至った。

(甲8の1ないし3, 24, 26, 27, 29, 乙16, 証人D)

ウ 本件被疑事実による立件から本件捜査差押許可状の発布までの事実経過

(ア) 公安第三課等は、更に捜査を進め、前記Mが所有する自家用大型バス（自動車登録番号「J」）は、道路運送法78条に基づく登録を受けておらず、同条の定める除外事由にも該当しないこと、上記大型バス及び原告組合が所有・使用する自家用マイクロバス（自動車登録番号「E」）は、法人及び代表者個人のいずれにおいても、道路運送法4条1項に規定される一般旅客自動車運送事業の許可を得ていないことが明らかとなった。

公安第三課等は、前記イのとおり、当初は道路運送法78条違反（有償運送）の被疑事実により捜査を進めていたが、その後の検討により、Bによる自家用自動車を使用したバス運行が、同法2条3項で定義される「旅客自動車運送事業」（他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、同法3条に掲げるもの。）のうち、同法3条1号イに定める「一般乗合旅客自動車運送事業」に該当し、同法で義務付けられている国土交通大臣の許可を受けずに上記事業を行ったとの同法4条1項違反の被疑事実（本件被疑事実）で立件することとし、Bの事務局責任者であるNを含む6名の同会関係者を被疑者として特定した。

なお、原告組合員らは、平成26年9月28日に大阪市東淀川区で開

催された I の定期大会に参加したため、9・28 全国集会に参加しておらず、上記被疑者に含まれていなかった。

(甲 3, 8 の 4 ないし 1 1, 乙 3, 1 6, 証人 D, 原告 A)

(イ) 公安第三課等が本件ビラに関して捜査をした結果、本件ビラは、9000 枚作成されて 6 か所に分割され、うち 1000 枚が I の原告 A 宛てに出荷されたものであること、平成 26 年 8 月 7 日に、N から、原告 A を含む数名に対し、電子メールにより、「9 月 28 日のバスの乗車費について、4 月 20 日のバス料金を基準に往復 3000 円と考えてきました。しかし、これまで京都発バスに利用してきた京阪バスと契約をつめたところ、7 月 30 日に大型バスの料金の国土交通省による算出基準が変更されていることがわかりました。… (略) …国土交通省の基準の変更が原因なので、どの府県でもバス会社のバスの料金は大幅に値上げされていると推測します。バス会社から借りるのではなく、運動団体の保有するバスを借りられるのであればその方が望ましいと思います。」などと、本件バスの運行に関する指示及び連絡がされていることや、その後のやり取りや検討を経て 9・28 全国集会の会場へのバス乗車費として集会参加者は 3500 円を負担することとした経緯が明らかになった。

公安第三課等は、これらの捜査結果に加え、前記イのとおり、B の主催により開催された平成 25 年 12 月 15 日及び平成 26 年 4 月 20 日の現地集会において、原告組合が所有する自家用マイクロバス 2 台が開催地への往復の交通手段として運行され、利用者から 3000 円が徴収されていたこと、原告組合の事務所付近に上記マイクロバス 2 台が駐車されていた状況を確認したこと、B と原告 A がバスの空席状況及び定員超過による車種変更についてのやり取りをしていることが確認されたことから、B による一連のバス運行は反復継続性のあるものであって事業性が認められると判断するとともに、原告組合の事務所に、本件ビラの

ほか、本件被疑事実に関する指示連絡文書及び指示連絡の電子メールの送受信に使用したパソコン等の存在を認めるに足りる状況があると判断し、捜索すべき場所として原告組合の事務所を含めることにした。

(甲8の15ないし30, 乙10ないし12, 13の1, 2, 乙14の1, 2, 乙16, 証人D)

(ウ) 公安第三課等は、公共交通機関を利用した場合の大阪駅から9・28全国集会の開催場所までの所要時間及び料金を捜査し、普通列車とバスを利用した場合の往復乗車料金は6520円、特急列車とバスを利用した場合の往復乗車料金は1万2480円となることが判明した。(甲8の12)

(エ) 大阪府警察は、平成27年6月2日、大阪地方裁判所裁判官に対し、被疑者3名の逮捕状及び原告組合の事務所のほか十数か所に対する捜索差押許可状を請求し、同日中に各令状が発布された。同月4日には、発布された逮捕状に基づき、被疑者3名が逮捕されたが、同人らは最終的に不起訴(起訴猶予)処分となった。(甲10, 乙16, 証人D)

(2) 本件捜索差押えの状況

ア 大阪府警察の警察官ら約30名は、平成27年6月5日(以下のウまでは同一日における事実であるため、年月日の記載を省略する。)午前8時58分頃、原告組合の事務所のあるC会館に到着した。到着時には男性約15名がC会館前におり、うち数名が大阪府警察の警察官らをビデオカメラで撮影していた。D警視は、警察手帳を示した上、立会人になることを申し出たGに捜索差押許可状を呈示して、内容の読み聞かせをした。その際、D警視以外の警察官は、カメラで呈示状況の写真撮影をしようとしたが、原告組合員らとその場に密集して、ビデオカメラで撮影しながら、「写真を撮るな。」「まだ一步も入るな。」と述べたり、警察官のカメラを手で遮

ろうとしたため、離れた場所から撮影し、これにより原告組合員が写真に写り込んだ。

なお、C会館は角地に所在し、その南側には建物が隣接しているものの、北側は丁字路となっており、C会館の入口前の道路は、反対側が駐車場と河川となっているため、近隣に多数の建物が密集しているような状況にはない。

(甲8の20, 24, 28, 乙3, 4, 16, 証人D)

イ D警視らは、搜索差押許可状の呈示が終了した午前9時10分頃、搜索のためにC会館内に入ろうとしたところ、多数の原告組合員が周囲を取り囲んで騒然とした状況になり、そのような状況下で、Gから警察官が何人入るか等の質問を受けたため、警察官の人数とそれぞれの担当する場所を告げた。そこで、Gは「あとこっちの人数割り振りせなあかんから。5分くらい待ってえな。ちょっとここで居ってや。かまへん。あの一もう。」と、原告組合員の立会いの分担を決めるために待ってほしいという趣旨のことを述べた。

これに対し、D警視は、「悪いけど5分やで。」と答え、Gの返答を挟み「なんでか言うたらな、証拠隠滅されたらあかんねんや。」と告げた。これに対し、原告組合員が「そなんんするか、コラッ、お前」と述べると、D警視は「今までやっとなねん。やっとなねん。やっとなねん。」と発言した(D発言)。原告組合員が「やってる言うたなあコラーッ。」と述べたところ、D警視は「やってる言うたわい。言うたわい。なんぼでも言うたるわ。」と述べた。原告組合員は「そのものの言い方なんとかならんか。」と述べ、Gは「証拠隠滅言われたら気分悪いから。」と述べて、D発言に対する不快感を示したが、それ以上の言い争いにはならなかった。

(甲5の1, 2, 甲10, 乙16, 証人D)

ウ 大阪府警察の警察官らは、午前9時13分頃、Gから立会人の割り振り

を終えた旨の申出を受けたため、C会館内に入り、1階から4階の各階に分かれ、それぞれ原告組合の関係者立会いの下、原告組合の事務所内で本件捜索差押えを開始した。大阪府警察の警察官らは、本件捜索差押許可状の呈示から本件捜索差押えが終了するまでの間に、捜索に関する説明を行っている状況、捜索場所の状況及び捜索の終了時間を伝えている状況等に関する写真を87枚撮影し、下記の物件を差し押さえ、原告組合員に押収品目録交付書を交付して、午後0時25分頃本件捜索差押えを終了した。原告組合の関係者は、本件捜索差押えに立ち会うとともにその状況をビデオカメラで撮影し、大阪府警察の警察官らの撮影した写真の一部に写り込んだ。(甲1, 乙3, 5ないし9)

記

- ① A4用紙(Xバンドレーダー搬入反対! 9. 28全国集会 in 京丹後のためのバスの乗車申し込み 返信用紙等記載のもの) 2枚
- ② 冊子(京都にも沖縄にも、米軍基地はどこにもいない!と題するもの) 1冊
- ③ 冊子(NO! X BAND RADAR No. 2と題するもの) 1冊
- ④ レジュメ(京都にも沖縄にもどこにも米軍基地はいらない Xバンドレーダー基地建設着工反対! 4. 20京丹後現地集会と題するもの) 1部
- ⑤ ビラ(京都にも沖縄にも、どこにも米軍基地はいらない! Xバンドレーダー基地建設着工反対! 4. 20京丹後現地集会等記載のもの) 1枚
- ⑥ A3用紙(要請書 京丹後市長O様等記載のもの) 1枚
- ⑦ ビラ(京都にも沖縄にも、どこにも米軍基地はいらない Xバンドレーダー基地着工反対! 3. 21京都集会等記載のもの) 1枚
- ⑧ レジュメ(関西共同行動への提起 米軍Xバンドレーダー基地反対 B N等記載のもの) 1枚
- ⑨ ビラ(京都にも沖縄にも東アジアのどこにも米軍基地はいらない! Xバ

ンドレーダー搬入反対！9. 28全国集会 in 京丹後等記載のもの) 1枚

(3) 請願の受理をめぐる状況

ア 西警察署は、平成27年6月6日及び同月8日、約100名の者から、本件被疑事実に基づく逮捕に対するシュプレヒコールなどの抗議行動を受けていた。

イ 西警察署は、平成27年6月20日（以下のウまでは同一日における事実であるため、年月日の記載を省略する。）、同日に抗議行動が行われるとの事前情報を得ていたため、これに対応する態勢をとっていたところ、午前9時45分頃から市民団体を名乗る約85名の男性が西警察署東側歩道上に集まって抗議行動を開始し、路上に設置した「P」と記載のあるスピーカー付きマイクにより、「道路運送法での不当逮捕，強制捜査に強く抗議する。今回の弾圧が不当であることを認め，謝罪し，二度と繰り返さないことを約束しろ。」などと述べ，現場は騒然とした状況になった。

原告Aは、上記団体の所属ではなかったが、西警察署に対する抗議活動という点で目的が共通していたことから、上記スピーカーを使用して共に抗議活動を行っていた。

(乙17, 証人H, 原告A)

ウ 原告A及びビデオカメラを所持した男性等約10名は、午前10時5分頃、西警察署の玄関前で警備中であったH警部に対し、大阪府警察本部西警察署長宛ての2015年（平成27年）6月20日付け「請願書」と題するA4サイズ1枚の書面を手に持ち、同書面により西警察署長に請願をしたいとして、西警察署内に入らせてほしいと求めた。同請願書には「6月4日・5日と大阪府警によって『道路運送法』違反を口実に、仲間3名の逮捕と数十箇所にも及ぶ家宅捜索が行われた。私たちはこれらの弾圧策動に対して満身の怒りをもって抗議する。」「そもそも今回の弾圧は明らかに反戦運動（関西に於ける京都Xバンドレーダー基地反対闘争）の広がりをおそれ、一般市民

に波及させない為、さらには、結集している仲間の分断を目的としたでっち上げ事件にほかならない。」「私たちはこれらの不当な逮捕・家宅捜索に抗議し、まともな警察運営を行うよう請願します。」「原告組合 反弾圧ネットワーク実行委員会 A (押印)」と記載されていた。

H警部は、原告Aに対し、自らが警備責任者であること、土曜であるため署長がいないこと、騒然とした中で出された請願は受理できないこと、請願と書かれた書面であっても、事件の捜査に対する抗議を内容とするものであれば受理できないこと等を述べ、原告Aも請願の内容に捜査に関する事も含まれる旨述べたこともあって、請願を受理しない理由についての押し問答がしばらく続いた。なお、西警察署の玄関には、陳情のために署内に入る場合は3名以内の代表者を選定することが告知されていた。

(甲2, 6の1, 2, 甲10, 乙17, 証人H, 原告A)

エ その後、原告Aは、H警部に対し、書面の内容が問題なのであれば内容について説明すること、抗議活動の中で平穏さを保つ工夫として、説明のため西警察署内に入るに当たっては代表者3名に絞ることを述べたが、H警部は、抗議で騒然とした状況下では請願は受理できない旨回答した。

これに対し、原告Aが、大阪府警察本部では同様の請願を受け付けてもらっている旨をH警部に告げたため、H警部は、大阪府警察本部に確認する旨述べた上で、午前10時16分頃西警察署内に戻った。H警部は、西警察署内にて、当直管理責任者らと協議した結果、請願法2条に定める形式的要件(請願者の氏名や住所の記載の有無)を確認した後で受理するとの方針を決め、西警察署の玄関へと戻った。

(甲6の1, 2, 甲10, 乙17, 証人H, 原告A)

オ H警部は、上記方針に基づき、原告Aが提出しようとしている書面について、請願の形式的要件の確認を要求した。それに対し、原告Aは、前記スピーカーを使用し、抗議行動を行っていた者に対して、「入る前に請願をチェ

ックすると言ってます。それやったらできないということで断りました。請願を受け取らないということで終わらせましたので、皆さんよろしくお願ひします。」等と述べてそれ以上請願の受理の要請はしないことを明らかにし、これとともに、市民団体による抗議行動も終了した。(乙17, 証人H, 原告A)

2 争点① 本件搜索差押許可状の請求に係る違法性の有無

(1) 本件搜索差押許可状を請求するための要件

ア 刑事訴訟法189条2項は、特定の犯罪の嫌疑があると認められることが捜査の要件である旨を規定しており、嫌疑の有無を判断する権限は司法警察職員にあるが、その判断は恣意的なものであってはならず、特定の犯罪が行われたことを疑わしめるに足る客観的な事情の存在が必要と解すべきである。

イ 刑事訴訟法218条1項は、搜索差押えの要件として、犯罪の捜査をするについて必要があるとき、すなわち、搜索差押えを行わなければ捜査の目的を達成することができないときであることが必要である旨定めている。

任意捜査によって容易に捜査の目的を達成することができる場合には、搜索差押えをすべきではないが、任意捜査を前置することは必須ではなく、被疑事実との関連性の程度と対象者が受ける不利益の程度を考慮して必要性を判断すれば足りるものと解すべきである。

ウ 刑事訴訟法222条1項、102条2項は、被疑者以外の者の身体、物又は住居その他の場所の搜索の要件として、押収すべきものの存在を認めるに足りる状況のある場合に限ると定めている。

エ 上記アないしウは、強制捜査である搜索差押えの要件として定められたものであるところ、搜索差押許可状の請求及び発布の要件でもあるということができ、被疑者以外の第三者の身体、物又は住居その他の場所に対す

る搜索差押許可状の請求は、①具体的な犯罪の嫌疑があること、②当該被疑事実に関する事実の証拠となり得る物が搜索すべき場所に存在する蓋然性があること、③その物を強制処分である搜索差押えにより押収する必要性があることが要件となる。

(2) 違法性の判断基準

搜索差押許可状の請求は、公権力の行使に該当するから、要件を欠く請求をした場合には、国家賠償法1条1項の損害賠償責任が問題となり得る。

しかし、捜査は、公判の準備を目的として証拠の収集及び保全をする行為であり、捜査を尽くした結果として、事後的に当該捜査が要件を欠き、必要性のないものであったことが明らかになることがあり得るとしても、さかのぼって当該捜査が違法となるものではなく、搜索差押許可状の請求時において、捜査機関が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により請求の要件があるといえるものであれば、国家賠償法1条1項の違法はないというべきである。

(3) 具体的犯罪の嫌疑について

ア 本件搜索差押許可状は、道路運送法4条1項違反の被疑事実に関して請求されたものであるところ、同条項違反となるのは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業を、国土交通大臣の許可を得ないで行った場合である。

イ 原告らは、本件バスによる運送は自家需要によるものであったと主張する。

自家需要とは、自己に従属する者に対し、自己の目的のために運送行為を行う場合及び運送行為自体が自己の生業と密着していて、独立の事業と把握できない場合をいうものと解すべきところ、搜索差押許可状の請求の時点において、大阪府警察の警察官が認識し又は認識することができた事情は、Bがビラ9000枚の配布及び電子メールにより集会参加者を募り、本件バスによる送迎を準備していることを案内し、本件バスを往復で利用した集会参

加者からは3500円を徴収したこと、それ以前にも、金銭を徴収してバスによる送迎をするという同様の行為が2回あったというものである（認定事実(1)ウ）。

上記事情によれば、本件搜索差押許可状の請求時点において、本件バスによる運送が、集会に参加するために移動手段を必要とする不特定多数人に対して行われたものであり、自家需要に当たらないと判断したことが不合理であるとはいえない。

ウ 道路運送法が規定する有償とは、名目、金額のいかんを問わず、運送の対価を収受することをいう。

本件ビラには、「京都・大阪・神戸からバスを出します（往復3500円。詳しくは事務局まで）」との案内がされていたのであるから（認定事実(1)ア）、大阪府警察の警察官が、利用者が往復のバス運行の対価として3500円を負担するという有償による旅客運送と判断したことは、不合理とはいえない。

原告らは、本件バスの利用者らが負担した3500円は、現地までの高速利用料金や燃料費、集会のための会場費などの経費をまかなうためのカンパ額にすぎないと主張する。

しかし、本件ビラにおいて、上記の記載とは別の箇所に、「☆集会参加費無料（会場でのカンパのお願いあり）」との記載があり、ここにいうカンパと本件バスの利用者から徴収する3500円は区別されていること、平成26年8月7日にNから原告Aを含む数名に送信された電子メール等において、「バスの乗車費」との言葉が使用されていること、Nらの事前の検討において、バス運行にかかる経費等と予想される利用者の人数から乗車費を算出していることからすれば（認定事実(1)ウ）、大阪府警察の警察官が本件搜索差押許可状の請求の時点で本件バスによる運送が有償によるものであると判断したことが不合理であるとはいえない。

エ 事業性とは、反復継続し、又は反復継続する意図をもっていたことをいう。

原告らは本件バスによる運送は、反復継続的に行う意図をもってなされたものではないと主張する。

しかし、Bは、9・28全国集会の以前にも、バス乗車費を表示して同様の運送行為を行っていることからすれば（認定事実(1)ウ）、大阪府警察の警察官が本件捜索差押許可状の請求の時点で本件バスによる運送が事業性を有すると判断したことが不合理であるとはいえない。

オ 原告組合は、本件バスによる運送が実質的違法性を欠く旨の主張をする。

しかし、道路運送法の目的は、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする事、輸送の安全の確保、道路運送の利用者の利益の保護等にあるところ、本件捜索差押許可状の請求の段階で、上記目的に照らして実質的違法性がないと判断すべき事情が存していたとはいえない。

カ 以上によれば、大阪府警察の警察官が、本件捜索差押許可状の請求の時点で、Bに道路運送法2条3項に該当する具体的な犯罪の嫌疑が存在すると判断したことは不合理とはいえない。

(4) 証拠の存在の蓋然性について

原告らは、Iと原告組合とは別個の法人格を有する団体であり、両団体の事務所は別々のスペースに設けられているから、原告組合に証拠物が存在する蓋然性が認められると判断することはできないと主張する。

しかし、本件捜索差押許可状の請求時点において、公安第三課等による捜査の結果、Bの主権により開催された平成25年12月15日及び平成26年4月20日の現地集会において、原告組合が所有する自家用マイクロバス2台が開催地への往復の交通手段として運行されていたこと、本件ビラ1000枚がIの原告A宛に出荷されていること及び平成26年8月7日に、Nから、原告Aを含む数名に対し、電子メールにより、本件バスの運行に関する指示及び連絡がされていることがそれぞれ明らかになっていたこと（認定

事実(1)ウ) に照らせば、大阪府警察の警察官が、本件搜索差押許可状の請求の時点において、原告組合と本件被疑事件との関連性があり、原告組合の事務所に本件被疑事実に関する証拠として、本件ビラのほか指示連絡文書及び上記電子メールの送受信に使用したパソコン等が存在する蓋然性が存在すると判断したことが不合理であるとはいえない。

(5) 搜索差押えの必要性について

原告らは、本件被疑事件は、関係者による任意捜査への協力が期待できない性質のものではなかったから、大阪府警察において、原告組合に対して任意に証拠物の提出を求めることも可能であった旨の主張をする。

しかし、本件被疑事実に係るバス運行は、原告組合の関与の下、Bが組織的に行っていた疑いがあったものであって、本件搜索差押許可状の請求の前の段階で、捜査によって団体に所属する複数の者が関与していることが明らかにされており、関与している者の範囲が明らかであるとは解し難い状況において、搜索差押えを行わなければ捜査の目的を達成することができないと判断したことが合理性を欠くものとは認められない。

(6) 小括

以上によれば、大阪府警察の警察官による本件搜索差押許可状の請求に関して、国家賠償法1条1項の違法があるということはできず、争点①に関する原告組合の主張は採用できない。

3 争点② 本件搜索差押許可状の執行に係る違法性の有無

(1) 写真撮影について

搜索差押許可状の執行については、必要な処分を行うことができ（刑事訴訟法222条、111条1項）、ここにいう執行は、執行の前提として不可欠な行為を含む。

搜索差押許可状に基づく搜索差押えに際しての写真撮影は、搜索差押えの執行の際に、捜査機関が、証拠物の証拠価値を保存するために、証拠物をその発

見された場所で、発見された状態において写真撮影することや、搜索差押手続の適法性を担保するためその執行状況を写真撮影することは、これらの目的を達成するという限度において、上記必要な処分として許されるものと解すべきである。

原告らは、本件搜索差押えに際しての写真撮影において、原告組合員らが撮影を拒んでいたにもかかわらず、警察官らが同人らのプライバシーに配慮した様子はなく、ことさら原告組合員を被写体として撮影された写真も存在するから、上記限度を超えている旨主張する。

しかし、前記のとおり、搜索差押えの状況を撮影すること自体は、当該搜索差押えが適法に執行されたことを証明する目的で行う行為であって、撮影の目的が違法、不当であるとはいえない。

また、本件搜索差押えに際して撮影された写真は、搜索差押許可状の呈示、各階の搜索開始の告知、原告組合員の立会い等の状況を対象とするものであるから、上記撮影の目的に沿うものである。撮影された写真の中には、原告組合員の容ぼうが写り込んでいるものもあるが、意図的に原告組合員を中心に撮影したような写真は見当たらないし、搜索差押許可状の呈示の際には、原告組合員がその場に多数密集していたため、離れた場所から写真撮影をせざるを得なかったのであるから、相当な範囲で写真に写り込むことはやむを得ないものであって、違法とはいえない。また、搜索差押えの状況を撮影した写真にその場に立ち会っている原告組合員が写り込むことは、立会いの状況を明らかにするものであるし、原告組合員らは、写真に写り込むことを拒んでいたような事情はうかがわれず、かえって、立会いに際してあえて近くからビデオカメラで撮影していたのであるから（以上、認定事実(2)ア、ウ）、違法とはいえない。

以上によれば、大阪府警察の警察官が、原告組合の団体としてのプライバシー及び原告Aの個人のプライバシーを侵害したということはできず、本件搜索差押えにおける写真撮影に違法はない。

(2) D発言について

ア D発言は、原告組合員との間で行われた本件搜索差押えの執行に伴い原告組合員との間で行われたものであるから、公権力の行使に当たる。

そして、名誉毀損による不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させ、他人に対する伝播可能性のある場合に成立する。

イ そこで、D発言が、原告組合の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであるか否かを検討する。

D発言のうち、「なんか言うたらな、証拠隠滅されたらあかんねんや。」という発言部分は、Gから搜索差押えの執行までに5分間の猶予を求められたのに対し、5分に限り許容した上で、その理由として、搜索差押許可状の呈示から搜索差押えの執行までに時間的間隔が生じた場合には、罪証隠滅のおそれが発生する旨を説明したものと理解でき、それだけをもっては、一般人に対し、原告組合が証拠隠滅をしたことがあるか、罪証隠滅をするおそれのある団体であるとの印象を与えるものとはいえない。

しかし、D警視の上記発言部分に対し、原告組合員が「そんなんするか、コラッ、お前」等と発言したことは、原告組合は証拠隠滅をするような団体ではないとの抗議を意味するものと理解できるところ、それに引き続いてD警視が「今までやっとなねん。やっとなねん。やっとなねん。」と発言したことは、原告組合が過去に証拠隠滅行為を行ってきたことを意味すると理解するのが自然であり、一連の発言のやり取りを聞いた一般人において、原告組合が犯罪に関する証拠隠滅を行い、又は証拠隠滅を行うおそれのある団体であるという印象を抱く可能性があるということが出来る。そして、犯罪に関する証拠隠滅を行い、又は証拠隠滅を行うおそれのある団体であるという印象を抱かれると人格的価値について社会から受ける客観的評価が低下することは明らかである。

そうすると、D発言は、原告組合が社会から受ける評価を低下させる可能性のある発言であるといえることができる。

ウ 次に、D発言の他人に対する伝播可能性を検討する。

D発言の当時、C会館の入口前においては、大阪府警察の警察官ら約30名に加えて多数の原告組合員がC会館の玄関付近に集まり、捜索差押許可状の呈示を受けた原告組合員らが騒然としていた状況下でされたものであって、D発言は、スピーカー等を使用せずになされた肉声によるものである（認定事実(2)イ）。また、C会館は、近隣に多数の建物が密集しているような状況にはない（認定事実(2)ア）。

以上によれば、D発言は、原告組合員ら及び大阪府警察の警察官ら以外の者が聞くことが可能なものであったと認めることはできない。そして、原告組合員は、原告組合を構成するものであって名誉毀損発言をされた当事者の関係にあるといえるから、原告組合員が他人にD発言を伝播させた場合にまで原告組合を保護する必要はないし、大阪府警察の警察官がD発言を伝播させることもその職責に鑑みて考え難い。

エ 以上によれば、D発言の摘示事実は、原告組合が社会から受ける評価を低下させる可能性のある不当なものであり、本件捜索差押えを円滑に執行することの妨げにもなるものであるが、他人への伝播可能性を欠くから、名誉毀損による不法行為は成立しない。

(3) 小括

以上によれば、本件捜索差押許可状の執行について、国家賠償法1条1項の違法があるといえることはできず、争点②に関する原告らの主張は採用できない。

4 争点③ 請願の受理に係る違法性の有無

- (1) 憲法16条は、何人も平穩に請願する権利を有する旨を規定し、請願法は、2条において、「請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。」として請

願の方式を定め、3条において、請願書は所管の官公署に提出すべきこと等を定めており、これらを受けて、5条において、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」として、官公署の請願法に適合した請願の受理・誠実処理義務を定めている。

請願法は、請願が平穏であることが官公署に受理・誠実処理義務が発生するための要件であるとは明示していない。しかし、平穏でない請願は公務の妨げになったり、法的手段によらない圧力により公務の公正が保たれなくなったりするおそれがあるから、正当な権利の行使とは解し難く、官公署に受理・誠実処理義務が発生するものではないと解すべきである。

- (2) 原告Aによる請願は、当初、スピーカーを用いるなどした多数人による抗議行動とともに行われたものであり、その時点では平穏なものであったとはいえない。

これに対し、原告Aは、平穏さを保つための工夫として、代表者3名のみが西警察署内に入ることを申し出たため、平穏な請願をしていたと主張する。

しかし、当時の状況は、市民団体を名乗る男性ら約85名に加えて、抗議活動と連動させて請願をすることで明確に意思表示をするとの意図を持って抗議活動に加わった原告Aが、西警察署東側歩道上に集まり、3台程度のハンドマイク付スピーカー等を用いた抗議活動を行い、騒然としたものであったところ（認定事実(3)）、原告Aが説明のために警察署に入るに当たっては代表者3名に絞ると述べた時点においても上記状況が解消されていたとはいえず、抗議行動を伴う請願をすることが可能な状況にあったのであるから、平穏でない状況は解消されていなかったといえることができる。

そうすると、H警部は、原告Aの請願を受理する義務を負っていた状況にはなく、そのことは、H警部は、西警察署が請願書の形式的要件が整っていれば受理するとの方針の下に、原告Aが持参した請願書が請願法2条に定める形式的要件を充足しているか否かの確認を求めたことによっても変わるものでは

ない。

以上によれば，請願の受理をめぐるH警部その他被告の公務員の対応に，国家賠償法1条1項の違法があるということはできず，争点③に関する原告Aの主張は採用できない。

5 結論

よって，原告らの請求は，いずれも理由がないから棄却することとして，主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第12民事部

裁判長裁判官 酒 井 良 介

裁判官 佐 藤 壮 一 郎

裁判官安川秀方は，転補につき，署名押印することができない。

裁判長裁判官 酒 井 良 介